

困子ども課子ども育成係（☎内線1166）

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの虐待を防止するための啓発活動が全国で行われます。この機会に児童虐待問題に関心を寄せ、地域全体で子育てを支援し、虐待を予防しましょう。

児童虐待とは…

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、溺れさせる、やけどを負わせる、外に締め込めるなど

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるうなど

子どもや保護者がサインを出しているかもしれません

子どもがサイン

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や、保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいとも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者がサイン

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子育てについて拒否的、無関心である、または強い不安や悩みを抱えている
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

「おかしいな」「心配」と気になることがあれば、まずは市や児童相談所に連絡してください。相談者や内容についての秘密は守られます。匿名でもかまいません。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

児童虐待・育児に関する相談窓口

・児童相談所虐待対応ダイヤル（☎189）

※24時間 最寄りの児童相談所につながります

・西部児童相談所（☎027-322-2498）

・困子ども課子ども育成係（☎027-382-8005）

・☒住民福祉課福祉子ども係（☎027-393-7070）



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



▲市ホームページ

安中市消費生活センターからのお知らせ

借金のことで悩んでいませんか？

— 無料相談会のお知らせ —

借金でお悩みの人のための無料相談会を開催します。相談は、借金解決への第一歩です。一人で悩まずに、まずは相談してください。

弁護士または司法書士による債務整理相談、借金に頼らない生活再建相談、保健師によるこころの悩みに関するアドバイスを受けることができます。

開催日 ▼ 11月26日（土）

受付時間 ▼ 午後1時～2時30分

場所 ▼ 市消費生活センター（☒駐駐車場敷地内）

☆事前予約制です。11月18日（金）までにお申し込みください。

☆相談時間は1～2時間ですが、内容によっては必要な時間が変わります。

☆個人の借金に関する相談が対象です。事業用資金は、対象となりません。

【問合せ】安中市消費生活センター（☎382-2228）

市消費生活センターでは、借金に関するご相談も随時受け付けています。その他消費者トラブルで困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めにご相談ください。

相談日時 ▼ 月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時30分

